

令和6年度 加古川市立志方東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」は「どの子どもにもどの学校でも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(いじめ防止の基本方針)

- (1) いじめを許さない、見過ごさない集団づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応のための手段を講じる。
- (4) いじめの全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- (5) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携協力して対応にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師は分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。また、児童が安心して生活できる「居場所づくり」とともに、互いに認め合い心のつながりを感じ合える「絆づくり」を進める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳性を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許さない」という意識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや、「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

①いじめ防止対策プログラムの策定

全教職員の協力体制のもとで児童に向き合う時間を確保し、年間を通じていじめ防止のための「対策プログラム」を策定し実施する。

②「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言

「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級開きの時に発達段階に応じて教師より宣言する。

③いじめ防止ポスター・標語等の掲示

いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。

④道徳的実践力の育成

児童の豊かな情操と道徳心を培うためにすべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、特別活動や体験活動の充実を図る。

⑤自殺予防教育の推進

子ども向け相談行動促進リーフレットを活用した授業を行い、児童が相談しやすい環境を整える。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫(1人1台端末による学びの個別最適化)
- ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実

②コミュニケーション能力の育成

学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。

③「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。

④体験活動の推進

体験活動を通して、命を大切に作る心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

⑤「心をこめて精一杯活動」の推進

あいさつ、学習、清掃、行事等、心を込めて精一杯活動することを目標に、やりぬくという成就感を積み重ね、「志方東プライド」を持たせることにより、自己肯定感を育む。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

①「心の相談アンケート」「アセス」を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。

②「個人懇談会」や「教育相談日」等を通して、保護者からも情報を受け、いじめの早期発見に努める。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、相談しやすい体制を整える。

④相談室を整備し、有効的に活用する。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであるということを指導する。

④少年愛護センター・教育相談センター等の学校問題サポートチームと連携協力する。

⑤いじめられている児童の心のケアをするためにスクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。

②学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当教諭、主幹教諭、養護教諭、スクールアシスタントからなる「いじめ対策委員会」を月1回、開催する。

(必要に応じて、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も)

(2) 生活指導部会

毎月、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。)、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身・財産重大事態や、不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。